

負担を求める行為ごとの 論点整理

平成29年3月30日
京都市行財政局税務部税制課

1

【駐車場への駐車】関係

＜検討すべき主な論点＞

- ① 政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか
- ② 対象施設をどのように考えるか
- ③ 課税捕捉に係る行政コストをどのように考えるか
- ④ その他

2

① 政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか

- 市民や事業者からも負担を求めることとなるのであれば、車の利用を相当程度抑制しようとの理念が必要となると考えられるが、このことについて理解や協力が得られるか。
 - ※ 京都市では、過度な車中心社会からの脱却を図り、ひとと公共交通を優先する、歩いて楽しいまちづくりを推進している。
 - ※ 駐車場への駐車行為に負担を求めることによって、市内中心部や観光地の混雑解消につながる可能性があり、政策誘導効果が期待できる。
- 車の流入抑制が目的であれば、他の手段は考えられないか。
- 京都市からの行政サービスの受益に見合った負担を入洛客に求めるとの観点からすれば、導入することは妥当か。

【車の流入抑制に関する京都市の施策の例】

- パークアンドライドの推進
- 公共交通の利便性向上（ダイヤの改善、バス待ち環境の改善等）

【これまでの検討委員会でいただいた御意見（抜粋）】

- 市民や事業者からも負担を求めることとなると、車の利用を止めようということになってしまうのではないか。そのような理念で進めるというならよいが、理解が得られるのか。
- 車の流入抑制は、税以外の手法で実施することも可能ではないか。

② 対象施設をどのように考えるか

- 車の流入抑制という目的を明確化すると観点から、観光地などの混雑対策として、区域を限定することは可能か。
- 例えば観光バスのみを対象とするなど、車種を限定するとの考え方は妥当か。
- 駐車料金による免税点を設けるか。
- 月極め駐車場や、事業所・店舗に付随する駐車場を対象外とするか。
※ 太宰府市の事例では、月極め駐車場や、事業所・店舗に付随する駐車場を対象外としている。
- 駐車可能台数が一定以下の駐車場や、営業日数が一定日数以下の駐車場を対象外とするか。
※ 太宰府市の事例では、駐車可能台数が5台以下の駐車場や、営業日数が10日以下の駐車場を対象外としている。

5

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- 観光地に限定し徴収する場合、観光地の定め方や、観光地との境界線で料金格差が発生し、一層の不公平感が生じるのではないか。

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

- 入洛客と市民との区別はできないのではないか。
- 負担を求める対象となる駐車場の線引きが困難ではないか。考えられるとすると、観光バスかどうかで線引きをするぐらいではないか。
- 観光バスについては、路上駐車取締りを強化するなど、税以外の手法で対応することもできるのではないか。
- 太宰府市は観光地の場所が限定されているため、駐車場税の導入が可能だったのではないかとと思われる。

6

③ 課税捕捉に係る行政コストをどのように考えるか

- コインパーキング等の開設に行政への手続は必要なく、駐車場の把握に当たっては、1件ずつ確認するしかない。このように市内の全ての駐車場を把握するためには膨大な行政コストがかかることをどのように考えるか。

※ 固定資産税の課税データには、駐車場であることが容易に判明する項目がなく、地目が「雑種地」又は「宅地」のものを1件ずつ調査して把握するしかない。

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- 市内に点在する駐車場の立地や形態や料金は様々である中、大半の駐車場はどこの組織にも属してないため、実態が把握できず、制度設計上、公平な徴税は非常に困難であると考ええる。

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

- 駐車場の把握が困難等の課題があると考えられる。

④ その他

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- 市内を自動車等で周遊する観光客や巡回する営業車等にとっては、複数回の徴税となることから公平性に欠ける。また、市内を活動拠点とする事業者の経済活動を阻害するおそれがあり、市民の理解を得にくいと考える。
- 短時間の用件であれば、路上駐車する車両が増加する可能性がある。
- 大型店舗では、店舗で買い物をすると駐車場が無料になるといったサービスを行っており、税が課されると大型店舗の駐車場に車が流れ、大型店舗が利用者に代わり税を負担する結果となる。
- 駐車場事業者においては、機器改修に伴う多額の経済的負担が発生する。
- 社寺が経営する有料駐車場から徴収する場合、「古都税」と同様の影響が出ないか心配される。

9

【宿泊】関係

＜検討すべき主な論点＞

- ① 政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか
- ② 対象施設をどのように考えるか
- ③ 課税捕捉に係る行政コストをどのように考えるか
- ④ 一定の宿泊料金を下回る場合に課税しないこととするか
(免税点を設けるか)
- ⑤ 担税力に見合った負担を求めるに当たって、どのような考え方が妥当か
- ⑥ 課税免除の対象を設けるべきか
- ⑦ 税以外の手法を検討すべきか
- ⑧ その他

10

① 政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか

- 京都市からの行政サービスの受益に見合った負担を入洛客に求めるとの観点から、導入することは妥当か。
- 使途については、「入洛客及び市民双方の満足度を高めていく必要がある」との考え方から、観光の振興に加え、「京都の品格や魅力を実感できる取組」に用いるべき、との中間取りまとめにおける方向性をあてはめることは妥当か。

11

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- 観光インフラ整備等に使途を特定し、観光客の更なる呼び込みにつなげるためであれば、宿泊事業者として協力したい。
- 宿泊客が直接メリットを実感できるような施策にも活用いただきたい。また、違法民泊への対策にも対応してほしい。
- 一般財源化することのないよう、使途を明確化し、きちんと報告する制度を整えてほしい。

<検討委員会中間取りまとめ(抜粋)>

「入洛客の増加により、宿泊施設の不足、道路の渋滞や公共交通機関の混雑、受入環境の整備のための多言語対応、観光の担い手の不足など、ますます対応が必要となっている喫緊の課題が生じている。この中には、市民生活に影響を及ぼし、市民が負担と感じているものもある。このような状況のもと、京都市がこれまでから行っている様々な施策等に加え、これらの課題に対応する行政サービスの一層の充実を図り、課題を解決することで、入洛客及び市民双方の満足度を高めていく必要がある。」

12

② 対象施設をどのように考えるか

- 旅館業法に定められている宿泊施設としては、ホテル、旅館及び簡易宿所があるが、課税対象施設をどの範囲とするか。

【参考】

東京都・・・ホテル及び旅館

大阪府・・・ホテル、旅館、簡易宿所及び特区民泊(国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設)

- 住宅宿泊事業法案(いわゆる民泊新法案、今月10日閣議決定(別紙参照))に定める住宅宿泊(いわゆる民泊)を課税対象施設とするか。
- 課税の公平性の観点から、旅館業法の許可を得ていない宿泊施設も対象とするか。

13

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- ホテルや旅館だけでなく、簡易宿所や民泊も課税すべきである。

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

- 簡易宿所が多いなど、京都市の特性を踏まえると、東京都や大阪府とは異なる制度設計を検討すべきである。

14

③ 課税捕捉に係る行政コストをどのように考えるか

○ 旅館業法の許可事務は京都市が行っており、許可施設の把握は比較的容易とはいえないか。

(民泊新法案では、民泊の届出は都道府県又は保健所設置市(京都市含む)・特別区に行うこととされている。)

○ 旅館業法の許可のない施設を対象とする場合、課税事務に多くの行政コストがかかると想定されるが、課税の公平性を考慮し、対象とすることは妥当か。

※ 大阪府宿泊税における徴税費は約2.9億円(初年度)、0.7億円(平年度)
課税件数は約250

※ 京都市における旅館業法の許可施設は約1,800(平成28年12月末日現在)

15

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

○ 課税の公平性や行政の徴収コストを考慮した上で、旅館業法の許可を得ていない民泊等を対象とするか検討する必要がある。

16

④ 一定の宿泊料金を下回る場合に課税しないこととするか（免税点を設けるか）

- 宿泊行為を捉えて課税するとして、免税点を設けるか。
- 仮に免税点を設ける場合、どの程度の宿泊料金を免税点とするか。
- 仮に免税点を設けない場合、その理由として、宿泊客は京都市への滞在時間が日帰り客より長く、行政サービスの受益の程度も大きいと考えられることや、その受益の程度は宿泊料金の多寡によらないと考えられること、宿泊客の平均観光消費額は44,707円（平成27年）と、担税力が相当大きいと考えられることを挙げるのは妥当か。

【参考】

- ・ 東京都及び大阪府の事例における免税点は、宿泊料金1万円未満
- ・ 京都市の入湯税の税率は、宿泊客については1人1泊につき一律150円（免税点なし）

17

【関係者ヒアリング（第4回検討委員会）での御意見（抜粋）】

- 1万円未満の宿泊についても課税すべきである。

【これまでの検討委員会でいただいた御意見（抜粋）】

- 1万円未満といった免税点を設けずに、民泊も含め、全ての宿泊施設を対象としてはどうか。

18

⑤ 担税力に見合った負担を求めるに当たって、どのような考え方が妥当か

- 低額な宿泊料金の宿泊者について、どの程度の負担を求めるか。(特に④で免税点を設けなかったとした場合)
- 担税力の観点から、宿泊料金が高額な宿泊施設の宿泊者など、宿泊料金によって税額に差を設けるか。

【参考】東京都及び大阪府の事例における税率

課税団体	東京都	大阪府
税率	宿泊料金(1人1泊) 10千円以上15千円未満 100円 15千円以上 200円	宿泊料金(1人1泊) 10千円以上15千円未満 100円 15千円以上20千円未満 200円 20千円以上 300円

19

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- 事務負担が大きくならないよう、例えば、1人当たり100円というように、できる限りシンプルな制度としてほしい。

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

- 東京都の宿泊税に関して、非常に高額な宿泊料金のところには、スライド式でもっと高額な税負担を求めるべきとの意見もある。

20

⑥ 課税免除の対象を設けるべきか

○（関係者から意見があった）修学旅行生を課税免除とすることをどのように考えるか。

※ 京都市における修学旅行生数

109. 3万人（平成27年）（参考）全国修学旅行生対象者数 338. 8万人

※ 京都観光振興計画2020（抜粋）

3 計画の4つの柱と施策

（2）魅力の向上，誘致手法～きらめき・いざない～

施策⑭

国内修学旅行生・・・など，京都のよき理解者となりうる青少年層の誘致を促進するとともに，・・・

21

【関係者ヒアリング（第4回検討委員会）での御意見（抜粋）】

○ 修学旅行生は課税免除とすべきである。

22

⑦ 税以外の手法を検討すべきか

- 負担の求め方として、税以外にも、協力金や寄附金などの手法もあるが、税と比較して望ましいといえるか。
- 税は協力金や寄附金と比較して、一定規模の財源を継続的かつ安定的に確保することができるのではないか。

【参考】富士山保全協力金(平成26年度導入)

収入額 平成26年度 158百万円(登山者数:28.5万人)

平成27年度 115百万円(登山者数:23.4万人)

協力金額 1,000円(任意)

23

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

- 観光協力金として徴収することは考えられないか。
- 税は強制力があるが、協力金は自発的に支払うもの、というのが伝統的な理解であるとする。ただ、税も強制的な性格だけでなく、納得を得て支払っていただくことが大事である。

24

⑧ その他

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- 特別徴収事務に係る手数料として、事務補助金の交付をお願いしたい。
また、導入当初に、システム改修に係る補助金の交付もお願いしたい。

※ 東京都及び大阪府においては、特別徴収税額の2.5%(導入当初5年間は3%)が事務補助金として特別徴収義務者に交付される。

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

- 今回の新たな財源確保策によって、どの程度の収入を期待しているのか。

⇒ 仮にすべての宿泊施設を対象として1人1回の宿泊につき100円を負担していただくとした場合(修学旅行生を除く)、約20億円の税収が見込める。

※ 延べ宿泊客数:2,091万人(平成27年)から修学旅行生数:109.3万人(平成27年)を差し引いた1981.7万人に、1人当たり100円を課税すると想定

25

【別荘の所有】関係

＜検討すべき主な論点＞

- ① 政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか
- ② 対象施設をどのように考えるか
- ③ 課税捕捉に係る行政コストをどのように考えるか
- ④ その他

26

① 政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか

- 京都市に住宅を所有しているものの住民登録を行っていない者に、京都市からの行政サービスの受益に見合った負担を求めるとの観点から、導入することは妥当か。
- 京都市内において住民登録を行わず、居住していない者の住宅が増えることによる、まちの空洞化の抑制を目的とすることは考えられるか。
- 市内中心部の地価の高騰により、居住用に住宅が必要な者が住宅を購入できない現状があるとの意見がある中、居住用の住宅を購入しやすい環境を整備することを目的とすることは考えられるか。
- 実際に住んでもらうことが目的であれば、他の手段は考えられないか。

27

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

- 住民として地域のまちづくりに知恵を出している人がいる一方で、一時滞在者等、その地域に住宅を所有しているにもかかわらず地域のまちづくりに参加していない人がいるのは公平でない。
- 地価が高騰し市民が市内中心部の住宅を買えなくなっており、別荘の所有者に負担を求める意義はあると考える。
- 別荘の増加によるまちの空洞化は問題であるとする。

28

② 対象施設をどのように考えるか

- 相続による空き家や週末のみ利用されている住宅など、居住世帯のない住宅の利用形態が多様化している中、課税対象とする別荘の定義をどのように考えるか。
- 定義を行ったとして、個々の利用状況を勘案したうえで、課税対象かどうかの合理的な判断を行うことが可能か。
- 例えば、家屋の所有者が住民登録や住民税の申告を行っていない場合に、その家屋を別荘と見なして課税対象とすることが考えられるが、この場合、相続による空き家なども課税となる。このことは妥当か。

29

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- ライフスタイルの多様化により、二次的住宅の所有目的や利用形態も多様化してきており、別荘やセカンドハウスとは何かを定義することは困難であるとする。

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

- 課税対象とする別荘の定義が困難ではないか。
- いわゆる空き家を含め、居住者のいない住宅については、課税してもよいのではないかと考える。

30

③ 課税捕捉に係る行政コストをどのように考えるか

- 課税対象となる別荘かどうかの判断は、1件ずつ確認するしかない。このように市内の全ての別荘を把握するためには膨大な行政コストがかかることをどのように考えるか。

※ 京都市内の固定資産税(家屋)の課税件数 550,782件(平成28年度当初)

※ 京都市内の居住世帯のない住宅総数 121,600件
(総務省統計局「住宅・土地統計調査(平成25年)」)

31

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- 分譲マンションや戸建て住宅の取引実態及び居住実態の特徴や傾向について、アンケート等を実施しておらず把握していない状況である。また、購入目的についても同様である。

【これまでの検討委員会でいただいた御意見(抜粋)】

- 行政コストの面から、別荘の捕捉が困難であると考える。
 - 別荘を固定資産税の課税事務の中で把握しているのであれば、それを活用できるかもしれない。
- ※ 例えば法人の保養所などで、別荘であることが明白である場合でなければ、把握は困難である。

32

④ その他

【関係者ヒアリング(第4回検討委員会)での御意見(抜粋)】

- 京都は全国的に見ても観光資源や文化遺産が多く、セカンドハウスを求める人が多い都市であり、固定資産税の他に更に負担を求めることは、増加する空き家の利活用の1つとして有効なセカンドハウス希望者の購入意欲を削ぎ、物件の市場への流通を阻害してしまうのではないか。

平成 29 年 3 月 10 日

観 光 庁

土 地 ・ 建 設 産 業 局

「住宅宿泊事業法案」を閣議決定

～民泊サービスの適正化を図りながら、観光旅客の来訪・滞在促進を目指します！～

訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して普及が進む民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法案」が本日閣議決定されました。

Ⅰ. 背景

ここ数年、民泊サービス（住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの）が世界各国で展開されており、我が国でも急速に普及しています。一方、民泊サービスに起因した近隣トラブルも少なからず発生しており社会問題となっています。このため、民泊サービスの提供に関して一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図ることが急務となっています。

Ⅱ. 概要

(1) 住宅宿泊事業に係る届出制度の創設

- ① 住宅宿泊事業※¹を営もうとする場合、都道府県知事※²への届出が必要
- ② 年間提供日数の上限は 180 日
- ③ 地域の実情を反映する仕組み（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）を導入
- ④ 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（宿泊者の衛生の確保の措置等）を義務付け
- ⑤ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊管理業者に住宅の管理を委託することを義務付け

※¹ 住宅に人を 180 日を超えない範囲で宿泊させる事業※² 住宅宿泊事業の事務処理を希望する保健所設置市又は特別区においてはその長

(2) 住宅宿泊管理業に係る登録制度の創設

- ① 住宅宿泊管理業※³を営もうとする場合、国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）と
(1) ④の措置の代行を義務付け

※³ 家主不在型の住宅宿泊事業に係る住宅の管理を受託する事業

(3) 住宅宿泊仲介業に係る登録制度の創設

- ① 住宅宿泊仲介業※⁴を営もうとする場合、観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け

※⁴ 宿泊者と住宅宿泊事業者との間の宿泊契約の締結の仲介をする事業

【問い合わせ先】 国土交通省代表 03-5253-8111

法案全般

観光庁観光産業課	北川	内線 27-333	直通 03-5253-8329	FAX03-5253-1585
総務課	重見	内線 27-303	直通 03-5253-8971	FAX03-5253-1563

うちⅡ(2)関係

土地・建設産業局不動産課	角谷	内線 25-121	直通 03-5253-8288	FAX03-5253-1557
--------------	----	-----------	-----------------	-----------------

●住宅宿泊事業法案

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービス(住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの)が世界各国で展開されており、我が国でも急速に普及。
- 急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況等に対応するため、民泊サービスの活用を図ることが重要。
- 民泊サービスの活用に当たっては、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくり、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応が急務。

法案の概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 住宅宿泊事業(民泊サービス)を行おうとする者は、都道府県知事への届出が必要
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組み(日数制限条例)の創設)
 - ② 家主居住型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等)を義務付け
 - ③ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
 - ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施
- ※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定事務を処理できることとする

2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 住宅宿泊管理業(家主不在型の住宅宿泊事業者から委託を受けて1②の措置(標識の掲示を除く)等を行うもの)を営もうとする者は国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業者に対し、住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 住宅宿泊仲介業(住宅宿泊事業者と宿泊者との間の宿泊契約の締結の仲介を行うもの)を営もうとする者は観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業に対し、住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者に係る監督を実施



【目標・効果】国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国民経済の発展 (KPI)

訪日外国人旅行者数 836万人(2012年確定値) ⇒ 2404万人(2016年推計値) ⇒ 4000万人(2020年)

地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数

855万人泊(2012年) ⇒ 2514万人泊(2015年) ⇒ 7000万人泊(2020年)

訪日外国人旅行消費額 1.1兆円(2012年) ⇒ 3.7兆円(2016年速報) ⇒ 8兆円(2020年)

日本人国内旅行消費額 19.4兆円(2012年) ⇒ 20.4兆円(2015年) ⇒ 21兆円(2020年)

宿泊施設の総客室数 142万室(2015年) ⇒ 152万室(2020年)